

基安安発 0307 第 2 号
平成 28 年 3 月 7 日

都道府県労働局
労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

ドラグ・ショベルに開閉式フック付きのアタッチメントを
装着して土のうをつり上げて運搬する機械の取扱いについて

ドラグ・ショベルに、開閉式フック付きのアタッチメントを装着し、土のうをつり上げて運搬する機械（以下「本件機械」という。）が、土のう設置装置として開発され、普及が進み始めている状況にある。

本件機械は、土のうをつり上げこれを水平に運搬するものであることから、移動式クレーンに該当するものであるが、構造上の特徴及び取扱い上の留意事項は下記のとおりであるので、了知するとともに、その適正な指導の徹底を図られたい。

記

1 構造上の特徴及びつり上げ荷重の取扱い

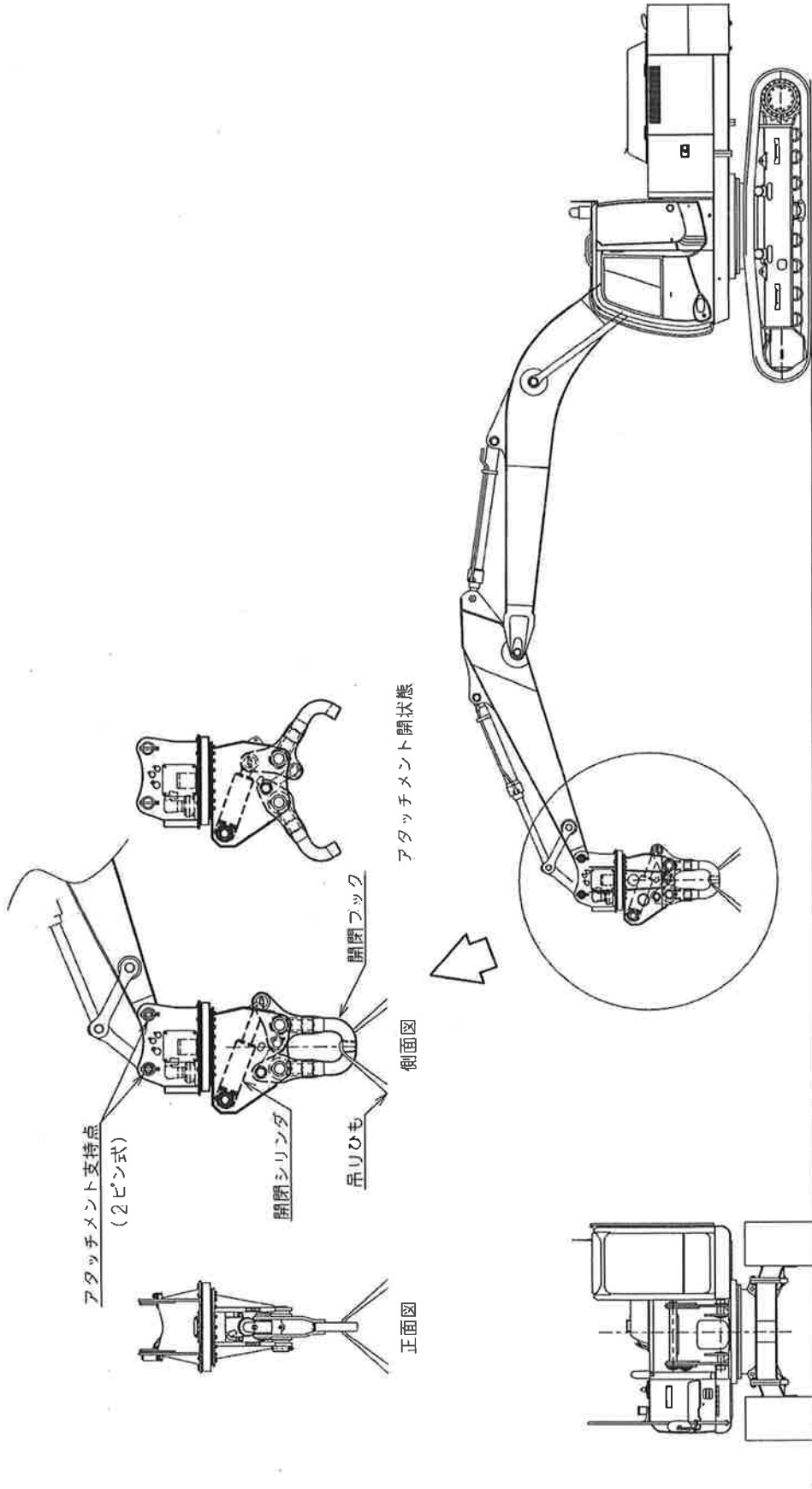
- (1) 別添図のとおり、ドラグ・ショベルのバケットの代わりに、開閉式フックを有するアタッチメントをアームの先端に 2 か所以上の支持点で取り付けたものである。
- (2) 運転者は、開閉式フックが開いた状態で土のうのつりひもを捉え、フックを閉じてつりひもが外れることを防止したうえで、土のうをつり上げこれを水平に運搬する。
- (3) 開閉式フックの向きは、垂直から水平近くまで角度を変えることが可能な構造となっており、フックの先端の位置を作業半径として取り扱うものであること。
- (4) 本件機械において、開閉式フックを有するアタッチメントはジブ（アーム等）の一部と見なせることから、アタッチメントの質量はつり上げ荷重

に含めないものであること。

2 取扱い上の留意事項

- (1) 本件機械を運転する者は、そのつり上げ荷重に応じクレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「クレーン則」という。）第 67 条に基づき特別の教育を行った者又は第 68 条に基づき一定の資格を有する者であることが必要であるが、これに加え、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了している者であることが望ましいこと。
- (2) 本件機械はクレーン則第 76 条及び第 77 条に基づく定期自主検査を実施する必要があるが、これに加え、労働安全衛生規則第 167 条及び第 168 条に基づく車両系建設機械に係る定期自主検査の項目についても併せて実施することが望ましいこと。

なお、クレーン部分に係る定期自主検査については、「クレーン機能を備えた油圧ショベルのクレーン部分に係る定期自主検査実施要領（日本クレーン協会規格 JCAS 2206-2004）」を参考に実施すること。



アタッチメント支持点
(2ピン式)

開閉シリンダ

開閉フック
吊りひも

アタッチメント開状態

側面図

正面図